

旭 医 薬 第 5 7 7 号
令 和 4 年 1 2 月 2 7 日

医療機関各位

旭川市保健所長
(医務薬務課担当)

医療機関における職員採用時等の資格確認について(周知)

日頃から本市の保健衛生行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、道内の医療機関において、看護師資格を有さない職員が看護業務を行っていた事例があった旨、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課から情報提供がありました。

無資格者が医業等を行うと、医師法等関係法令に違反するだけでなく、無資格者に医業等を行わせた医療機関の開設者若しくは管理者についても、その様態によっては、刑事責任を問われ、さらに免許の取消等の行政処分の対象となりますので、職員採用時等の免許証原本(※免許証申請中の場合には、籍登録済証明書)による資格確認の徹底をお願いします。

(担当)
医務薬務課
電話 0166-25-9815